

## 入札保証金の取扱いに係る説明書

(件名 認証印刷システム更改および賃貸借)

情報統計課

### 1 入札保証

秋田市財務規則第 109 条の規定により、入札公告において、入札保証を求められた入札に参加する事業者（以下「入札参加者」という。）は、消費税法に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、入札書に記載する金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額の 100 分の 5 以上の入札保証金の納付又は(1)に掲げる入札保証金の納付に代わる担保の提供をしなければならない。

ただし、(2)のいずれかの事由に該当する場合は、これを免除する。

#### (1) 入札保証金の納付に代わる担保

ア 国債又は地方債

イ 特別の法律により法人の発行する債券および市長が確実と認める社債券

ウ 銀行又は市長が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証もしくは裏書をした手形

エ 銀行又は市長が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（自社振り出しの小切手は不可）

オ 銀行又は市長が確実と認める金融機関に対する定期預金債権

カ 銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証

キ インターネット公有財産売却システムを管理する事業者の保証

#### (2) 入札保証金の納付を免除する事由

ア 入札参加者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 入札参加者が過去 2 年間に市、国(特殊法人等を含む。)又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

### 2 入札保証金

入札保証金は、入札書に記載する金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額の 100 分の 5 以上の金額（1 円未満切り上げ）

### 3 入札保証金の免除について

1 (2)のいずれかに該当し、免除を希望する入札参加者は、「入札保証金免除申請書」（入保様式 1）を記入し、必要書類を添付の上、入札参加申込書と一緒に当課に提出すること。審査の上、結果を通知する。

### 4 入札保証金の納付又は入札保証金の納付に代わる担保の提供の方法

入札参加者は、入札保証金の納付又は入札保証金の納付に代わる担保の提供を次のいずれかの方法により行うこと。

(1) 入札保証金を現金で納付する場合

入札参加者は、事前に当課に電話連絡の上「入札保証金納付書兼領収書発行依頼書」（入保様式2）を提出し、入札保証金の納付書の発行を受け金融機関で納付すること。

納付後、入札開始30分前までに、納付済の領収書を当課に提出すること。

(2) 入札保証金の納付に代わる担保の提供による場合

入札参加者は、事前に当課に電話連絡の上、有価証券等と必要事項を記載した「入札保証金の納付に代わる担保の提供」（入保様式3）を入札当日、入札開始30分前までに当課に提出し、「入札保証金の納付に代わる担保の預かり書」を受領すること。

**5 入札保証金の未納等又は入札保証に係る書類の不備による入札の無効**

入札保証に関し、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札保証金の納付又は入札保証金の納付に代わる担保の提供がないもの（入札保証金が免除されている場合を除く。）

(2) 入札保証金の金額又は入札保証金の納付に代わる担保の金額が規定の額に不足するもの

**6 入札保証金又は入札保証金の納付に代わる担保の返還**

入札保証金又は入札保証金の納付に代わる担保は落札者の決定後、次の方法により返還する。ただし、落札者は入札保証金を契約保証金に振り替えることができるため落札後に当課と協議する。

(1) 入札保証金を現金で納付した場合

入札参加者は必要事項を記載した「入札保証金払出請求書」（入保様式4）を当課に提出する。なお、振込まではおおよそ2週間程度要する。

(2) 入札保証金の納付に代わる担保の提供による場合

入札参加者は有価証券等を提出した際に受領した「入札保証金の納付に代わる担保の預かり書」に必要事項を記載し、当課へ提出し、これと引き換えに、有価証券等を受領する。

**7 落札者が契約を締結しない場合の取扱い**

落札者が契約を締結しない場合、入札保証金又は入札保証金の納付に代わる担保は返還しない。入札保証保険の締結又は金融機関等との間に入札保証がなされているときは、その定めに従って保険金又は保証金を請求する。

**8 費用の負担**

入札保証金又は入札保証金の納付に代わる担保の提供に必要な費用は、入札参加者の負担とする。

**9 その他**

(1) 収入印紙（200円）が必要となる場合は、忘れずに貼付すること。

(2) 還付（返還）までの期間の利息は付さないものとする。